

「緊急特別事業計画」の計画変更について

<計画変更の背景>

●要賠償額の見通しが約1兆円から約1兆7千億円に増加(+約6,900億円)

- ①精神的損害に係る東京電力の賠償基準の見直し(震災から1年間は減額しない):約500億円
- ②自主的避難等に係る賠償指針の策定(対象者約150万人):約2,100億円
- ③避難指示区域等の見直しを踏まえた算定期間見直し(平成23年内→平成25年3月まで)等:約4,300億円

●損害賠償範囲・期間拡大にあわせた賠償対応の更なる充実が必要

- ①賠償金支払いの遅滞(昨年11月及び12月には、個人・法人合わせて約13,000件の書類確認が遅滞)
- ②賠償対象世帯のうち約4割、約2万7千世帯が未請求
- ③被害者から要望の強い財物(車両、不動産等)の賠償基準が未確定

2月13日、以下の賠償対応の充実策を含む「緊急特別事業計画」の変更が主務大臣により認定され、損害賠償の履行に充てるための資金として、東京電力に対する約6,900億円の資金援助額の増額が決定。

賠償対応人員を1万人超

7,600名(現在)  10,000名超体制
(自主的避難等に係る賠償(対象者約150万人)含む)

賠償処理手続きの円滑化

- ・請求書類到着から3週間以内に書類確認終了。
個人1,000件/日、法人500件/日の目標は概ね達成
- ・昨年末の未確認書類の滞留を解消

損害賠償を御請求いただく為の取組

高齢者等に対する個別訪問によるご案内、DMの発送、新聞等による広告掲載等、HPに賠償金支払い実績を公表

財物に係る損害賠償の取組

財物(車両、不動産等)の賠償基準を早期に策定した上で、速やかに請求受け付け
※なお、車両の一部については2月7日請求受付開始